

# 第74号 (令和4年3月11日)



日本年金機構  
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 岡村 幸健

# かけはし

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin\_Kikou)

## はじめに

### 【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！3月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和4年4月以降に施行される改正事項の事務の変更点や留意事項について掲載しています。

また、障害年金講座では、令和4年の障害状態を記載した診断書（確認用診断書）の提出についてお伝えします。ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 障害年金講座

第26回！

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

令和4年の障害状態を記載した診断書（確認用診断書）の提出について

です！

## 「確認用診断書※」の提出について

(※ 確認用診断書の説明は以下項番2の赤点線枠内を参照)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響を受けて、障害年金の障害状態確認届(診断書)に関する事務の取扱いも色々と変更されました。今月号では、まもなく提出期限が到来する「確認用診断書」についてお知らせします。

### 1. 障害状態確認届(診断書)の提出についての特例措置

障害状態確認届(診断書)(以下「診断書」という。)は、提出該当年の誕生月の3ヶ月前に送付されて誕生月の末日(診断書作成可能期間を3ヶ月確保)が提出期限となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、仮に提出期限までに提出できなくても年金の差止めを猶予する特例期間が設けられていました。

### 2. 緊急事態宣言等の終了に伴う特例措置の終了

令和3年9月30日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の実施期間が終了したことに伴い、以下の一時差止め猶予期限までに障害状態確認届が提出された場合は、支払いの一時差止めを行わないこととされました。

診断書の提出期限	一時差止め猶予期限
令和3年2月末日の方	令和3年11月末日
令和3年3月末日から同年11月末日の方	令和3年12月末日

- ◎ 一時差止め猶予期限までに提出された診断書のうち、審査の結果、減額改定又は支給停止と判定された方について

一時差止め猶予期限後の障害状態が従前の障害状態※と比べて増進した場合は、新たに令和4年の障害状態を記載した診断書(確認用診断書)を提出することが可能となりました。 ※従前の障害状態：一時差止め猶予期限までに提出した診断書に記載された障害状態

### 3. 確認用診断書の提出

確認用診断書を提出できる方には、その旨を記載したお知らせ文書(次ページ参照)を送付しており、提出期限は一時差止め猶予期限の翌日から3ヶ月を経過した日の属する月の末日とされました。

一時差止め猶予期限	確認用診断書提出期限
令和3年11月末日	令和4年3月末日
令和3年12月末日	令和4年4月末日



確認用診断書は、従前の障害状態で減額改定又は支給停止と判断された方の中で、従前の障害状態よりも症状が悪化した方が提出できる診断書です。

現在はまだ減額改定又は支給停止の処理が猶予されている状況ですが、確認用診断書を提出することにより、令和4年の障害状態を再度確認することとなります。



確認用診断書を確認した結果、

- ・増額改定と判断された場合は、確認用診断書の提出期限の翌月分から変更されます。
- ・減額改定又は支給停止と判断された場合は、確認用診断書の提出期限の翌日から3ヶ月を経過した日の属する月分から変更されます。

確認用診断書が提出されない場合も、確認用診断書の提出期限の翌日から3ヶ月を経過した日の属する月分から変更されます。

なお、確認用診断書の提出先は「日本年金機構」です。

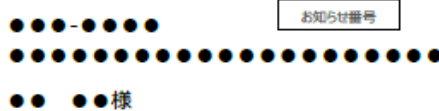


(参考) 確認用診断書を提出できる方へのお知らせ文書

このお知らせ文書は、診断書の提出期限が**令和3年2月末であった方**にお送りした文書です。

診断書提出期限が**令和3年3月末から11月末であった方**にお送りしたお知らせ文書の内容は、提出期限（前ページ参照）等が異なりますのでご注意ください。

確認用診断書をお送りいただく方には、こちらの（郵送先）を切り取って使っていただくようにご案内してください。



令和3年の障害状態確認届（診断書）に関するお知らせ

障害年金を受けている方には、障害状態を確認するため、定期的に障害状態確認届（診断書）のご提出をお願いしております。

お客様におかれましては、先に令和3年の診断書をご提出いただきました。これを審査したところ、これまでの障害等級が継続されないと判定されていますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた特例措置（※1）により、令和3年11月末日まで年金支払いの一時差止めが猶予され、これまでの障害等級を継続しておりました。

令和3年9月末日をもって緊急事態宣言等が解除されたことに伴い、特例措置が終了し、先にご提出いただいた診断書に基づいて障害等級を判断することとなります。

しかしながら、診断書をご提出いただいてから期間が経過しているため、診断書提出後に障害状態が悪化している場合は、令和4年の障害状態を記載した確認用診断書をご提出いただきましたら、その確認用診断書に基づき、あらためて障害等級を判断することいたします。

つきましては、診断書提出後にお客様の障害状態が悪化している場合は、令和4年3月末日までに確認用診断書（※2）をご提出いただくようお願いいたします。なお、症状に変化がない場合は、確認用診断書をご提出いただく必要はありません。

令和4年3月末日までに確認用診断書が提出されない場合は、令和3年にご提出いただいた診断書に基づき、令和4年7月分（8月定期支払）から年金額の改定を行うこととさせていただきます。

ご不明な点や診断書の郵送先につきましては、下記をご参照ください。

- ※1 障害年金診断書の提出に係る特例措置について、詳しくは裏面をご参照ください。
- ※2 確認用診断書の様式は、年金用の診断書と同一のものとなりますので、下記問合せ先にご連絡いただくほか、年金事務所または日本年金機構ホームページからも取得できます。

令和3年12月  
日本年金機構

(郵送先)

〒162-8799  
日本郵便株式会社  
牛込郵便局 私書箱 145号

日本年金機構(障害年金センター)

※切り取って、封筒に貼ってご郵送ください。

(お知らせ番号)

(問合せ先)

日本年金機構 障害年金センター  
電話番号:03-5155-1701

受付時間:月～金曜日(祝日を除く)  
午前 9:00～午後 6:00

## 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和4年2月から令和4年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

### 令和4年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付  
→ 詳細は、かけはし第73号の15～19頁をご確認ください。
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

### 令和4年 3月

- (定例) 年度末収納対策用納付書の送付

### 令和4年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
- ▲ (新規) 繰下げ受給の上限年齢の引上げ  
→ 詳細は、かけはし第73号の20頁及び本号の7頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 繰上げ受給の減額率の変更  
→ 詳細は、かけはし第73号の22頁及び本号の9頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 在職による老齢厚生年金の支給が停止される基準額の見直し  
→ 詳細は、かけはし第73号の23頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 在職定時改定の導入  
→ 詳細は、かけはし第73号の24頁をご確認ください。

## 令和4年 4月（続き）

- ▲（新規）国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え  
→ 詳細は、かけはし第73号の25頁及び本号の9～11頁をご確認ください。

## 令和4年 5月

- ▲（新規）農業者年金の加入可能年齢の引上げ  
→ 詳細は、本号の12頁をご確認ください。

## 令和4年 6月

- （定例）統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- （定例）年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付



## 年金制度改正法(令和2年法律第40号)が順次施行されます

(事業企画部・年金給付部・国民年金部・厚生年金保険部・年金記録企画部)

- 令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」が公布されました。
- かけはし令和4年1月号では、令和4年4月以降に施行される事項の改正概要について、ご説明しました。
- 本号では以下の改正事項の事務の変更点や留意事項について、ご説明します。

1. 繰下げ受給の上限年齢の引上げ
2. 70歳以降に本来受給を選択した場合の特例的なみなし増額
3. 繰上げ受給の減額率の変更
4. 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
5. 農業者年金の加入可能年齢の引上げ

### 1. 繰下げ受給の上限年齢の引上げ【令和4年4月1日施行】

#### (1) 改正内容

- 繰下げ受給の上限年齢を現行の70歳から75歳に引上げ(増額率は最大84%)。
  - 65歳に達した日後に受給権が発生した方は、受給権発生から10年が上限。
- 対象者は次の①②のいずれかに該当する方。
  - ① 昭和27年4月2日以降生まれの方
  - ② 受給権発生日が平成29年4月1日以降の方
    - ①または②に該当しない方は、令和4年4月1日以降も上限年齢は70歳。
- 繰下げ申出をしたものとみなされる日については以下のとおり。
  - ① 75歳到達後に繰下げ申出した場合 ⇒ 75歳到達日
  - ② 75歳到達前に他の年金の受給権が発生 ⇒ 他の年金の受給権発生日

	現行	改正後
対象者	昭和27年4月1日以前生まれ	昭和27年4月2日以降生まれ
繰下げの上限年齢	70歳	75歳
増額率	0.7%/月	
増額率(月数)の上限	42%(60月)	84%(120月)

#### (2) 事務の変更点

- 事務の変更点はありません。
  - 繰下げ申出の際に受付する請求書等については変更ありません。

#### (3) 留意事項

- 平成29年4月1日以降に受給権が発生した方であって、昭和16年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金の増額率については、年単位で計算され5年(88%)で上限となります。5年を超えて繰下げ申出を行ってもそれ以上増額しません。

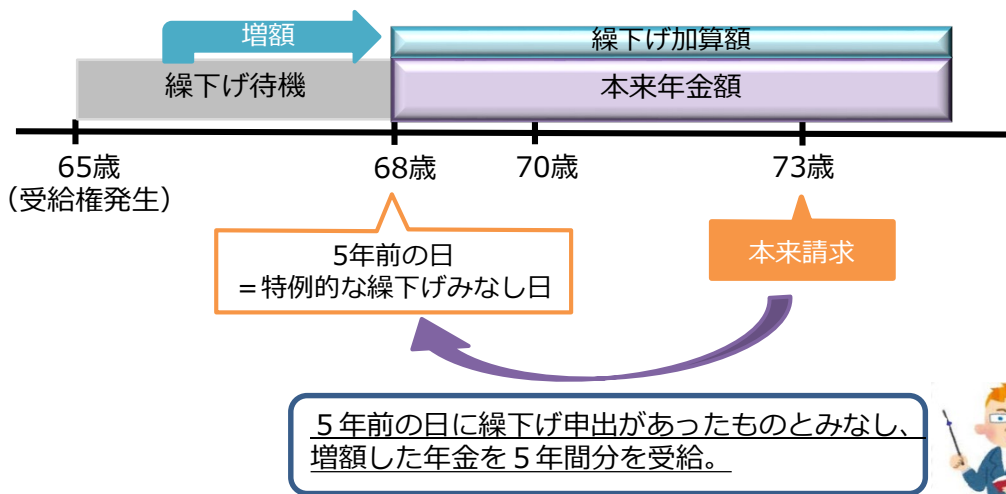


国民年金法第28条第2項等の改正に伴い、受給権発生から5年を超えた月後に繰下げ申出をした場合でも、10年を超えるまでは当該月に申出をしたものとして扱われます(従来は、5年を超えた時点で申出をしたものとみなされていました)。

## 2. 70歳以降に本来受給を選択した場合の特例的なみなし増額【令和5年4月1日施行】

### (1) 改正内容

- 繰下げ申出をすることができる方が、70歳到達後に本来受給を選択した（繰下げ申出を行わなかった）場合は、裁定請求の5年前に繰下げ申出があったものとみなす。
  - 65歳に達した日後に受給権が発生した者については、受給権発生から5年経過後に本来受給を選択した場合に適用されます。



- 対象者は次の①②のいずれかに該当する方。
  - ① 昭和27年4月2日以降生まれの方
  - ② 受給権発生日が平成29年4月1日以降の方
    - ①又は②に該当しない方が本来受給を選択した場合の取扱いは従来のとおり。
- 以下の場合には特例的な繰下げみなし増額は適用されません。
  - ① 繰下げの申出をすることができる方に該当しないとき
    - ・ 65歳（受給権発生日）時点で他の年金たる給付が発生している場合
    - ・ 65歳（受給権発生日）から1年以内に他の年金たる給付が発生している場合
    - ・ 請求者が死亡している場合
  - ② 80歳以降（受給権発生から15年経過後）に本来請求したとき
  - ③ 本来請求の5年前の日以前に他の年金たる給付が発生している場合

### (2) 事務の変更点

- 令和5年4月1日施行のため、令和4年度における事務に変更はありません。

### (3) 留意事項

- 特例みなし増額と繰下げ上限年齢の引上げの適用対象者は同一ですが、施行日が異なっているため、令和4年度中に70歳に達する者（昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ）が、令和5年3月31日までに本来請求を行った場合、特例的な繰下げみなし増額は適用されません。



### 3. 繰上げ受給の減額率の変更【令和4年4月1日施行】

#### (1) 改正内容

- 繰上げ減額率の算出に用いる係数を0.5%から0.4%に見直し（減額率は最大24%）
- 対象者は昭和37年4月2日以降生まれの方
  - 昭和37年4月1日以前生まれの方は、令和4年4月以降も0.5%となります。

	現行	改正後
対象者	昭和37年4月1日以前生まれ	昭和37年4月2日以降生まれ
減額率	0.5%/月	0.4%/月
減額率(月数)の上限	30% (60月)	24% (60月)

#### (2) 事務の変更点

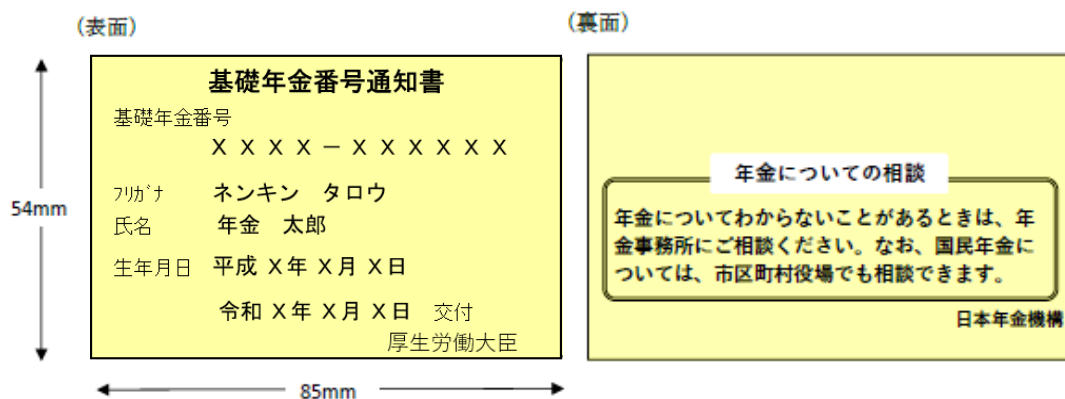
- 事務の変更点はありません。
  - 繰上げ請求の際に受付する請求書等については変更ありません。

### 4. 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え【令和4年4月1日施行】

#### (1) 改正内容

- 令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方（20歳に到達した方、20歳前に厚生年金被保険者となった方等）に対し、年金手帳に代わり、基礎年金番号通知書を交付します。
- 既に年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行いません。
- 年金手帳は、「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として、引き続き、年金の手続にご利用いただけますので大切に保管してください。

#### <基礎年金番号通知書>



- ※ 「性別」及び「変更後の氏名」欄は削除
- ※ 厚生労働大臣名で発行

## (2) 基礎年金番号通知書の交付


### 20歳に到達した方

- 令和4年4月1日以降、20歳到達により国民年金制度に初めて加入する方に対し、基礎年金番号通知書を交付します。

<20歳到達日が令和4年3月31日  
(平成14年4月1日生まれ) 以前の方>


<20歳到達日が令和4年4月1日  
(平成14年4月2日生まれ) 以降の方>

機構本部より送付




- ① 納付書
- ② 加入のお知らせ
- ③ 加入と保険料のご案内
- ④ 納付案内書
- ⑤ 口振申出書
- ⑥ 前納申出書
- ⑦ 免除・学特申出書
- ⑧ 返信用封筒

機構本部より送付

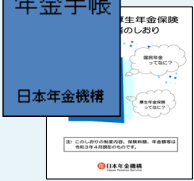


- ① 納付書
- ② 加入のお知らせ
- ③ 加入と保険料のご案内
- ④ 納付案内書
- ⑤ 口振申出書
- ⑥ 前納申出書
- ⑦ 免除・学特申出書
- ⑧ 返信用封筒
- ⑨ **基礎年金番号通知書**

「被保険者のしおり」は機構HPに掲載します。  
また、上記③の「加入と保険料のご案内」で「被保険者のしおり」が機構HPに掲載されている旨を記載する予定です。



事務センターより送付



- ① 年金手帳
- ② 被保険者のしおり

これまでは、納付書や加入のお知らせ等とは別に年金手帳を送付していましたが、令和4年4月1日に20歳に到達する方からは、納付書や加入のお知らせ等とあわせて基礎年金番号通知書を送付します。

### 20歳到達以外の方

- 令和4年4月1日以降、海外からの入国や、20歳前に厚生年金被保険者となったことなどを契機とした資格取得手続によって年金制度に初めて加入する方に対し、基礎年金番号通知書を交付します。

基礎年金番号のお知らせ

あなたの基礎年金番号は下記の「基礎年金番号通知書」に記載されています。

「基礎年金番号」は、国民年金制度に加入する「一人ひとりの」番号です。

年金に関するお手続きは、個人番号（マイナンバー）や基礎年金番号により行うことができます。

お手続きや手続きの詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。  
<https://www.nenkin.go.jp/service/index.html>

基礎年金番号通知書

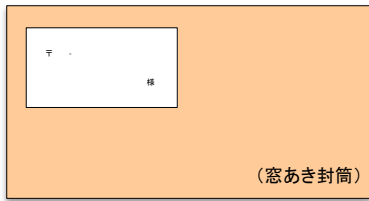
基礎年金番号 X X X X - X X X X X X

川崎 けんけん さとう  
姓 名 年 金 支 給  
生年月日 平成 X 年 X 月 X 日  
交付 令和 X 年 X 月 X 日 交付 厚生労働大臣

○ 令和4年4月1日より年金手帳の発行に伴い、「基礎年金番号通知書」により基礎年金番号を記載いたします。

○ 基礎年金番号は、年金加入記録を管理するための番号であり、加入状況が変わっても変更されません。

○ 「基礎年金番号通知書」は、切取部分から切取って、大切に保管してください。



※三つ折りのうえ窓あき封筒により、被保険者宛に送付（海外居住者等の場合は、事業所宛に送付）

【日本年金機構からのお願い】

今回の改正により、基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理に関する事務については、協力・連携事務に位置づけられることとなりました。  
市区町村職員の皆様には、日頃より協力・連携事務において多大なるご協力をいただいているところですが、当該事務についても、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

(3) 基礎年金番号通知書の再交付

- 令和4年4月1日以降は、年金手帳を紛失等した方で再交付を希望する方に対し、基礎年金番号通知書を交付します。



【令和4年3月中の再交付手続きに関する注意点】

令和4年3月中に受付した「年金手帳再交付申請書」のうち、処理状況によって交付年月日が令和4年4月1日以降となる場合は「基礎年金番号通知書」が発行されます。

- 令和4年4月1日以降に再交付を希望する場合は、下記いずれかの提出が必要です。
  - ・「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（様式見本は下図①を参照）
  - ・「基礎年金番号通知書再交付申請書」（様式見本は下図②を参照）

<① 国民年金被保険者関係届書(申出書)>

※ 4月使用分から様式変更となります。

<② 基礎年金番号通知書再交付申請書>

※ 「年金手帳再交付申請書」に代わる申請書です。

※変更点

届出(申出)事項	付加保険料納付・辞退申出	6	平成			
	付加保険料該当・非該当届	7	令和			
	保険料免除理由該当届	8	平成			
	保険料免除理由消滅届	9	令和			
	基礎年金番号通知書再交付申請	10	平成			
産前産後免除	14	平成				

なお、受付した申出書（又は申請書）を機構に回付する方法に変更はありません。

【旧様式の関係届書、年金手帳再交付申請書の提出があった場合の取扱いについて】

令和4年4月1日以降、被保険者から、「旧様式の国民年金被保険者関係届書（申出書）」又は「年金手帳再交付申請書」の提出があった場合は、「基礎年金番号通知書」が交付されることを説明した上で受理していただきますようお願いいたします。



## 5. 農業者年金の加入可能年齢の引上げ【令和4年5月1日施行】

### (1) 改正内容

- 令和4年5月1日から、60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者についても、新たに農業者年金に加入することができるようになります。

#### 改正前

- ・ 20歳以上60歳未満の国民年金の被保険者であって、農業に従事（年間60日以上）している方



#### 改正後

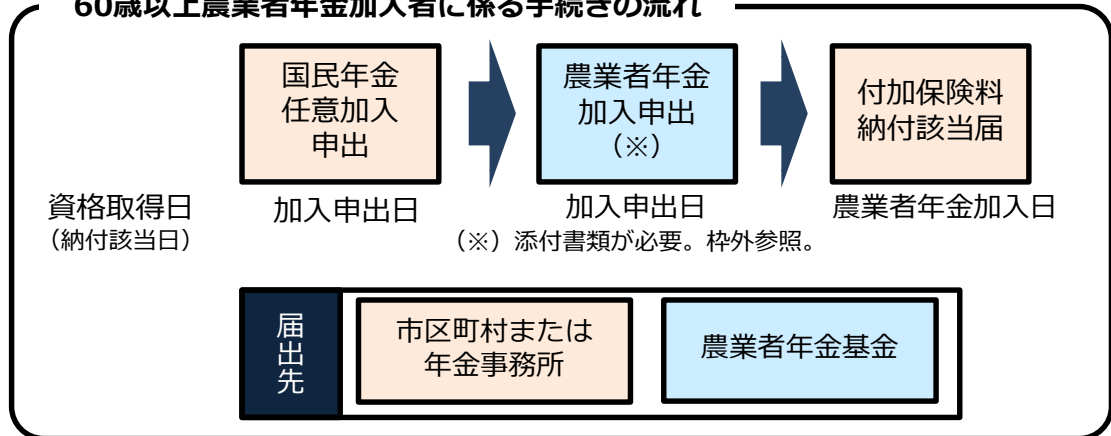
- ・ 20歳以上**65歳未満**の国民年金の被保険者であって、農業に従事（年間60日以上）している方

### 農業者年金の加入可能年齢の引上げに係る事務の流れ

### (2) 改正後の事務の流れ

- この改正により、60歳以上の方で、農業者年金に加入を希望されるお客様に係る事務の流れは、以下の図のとおりとなります。

#### 60歳以上農業者年金加入者に係る手続きの流れ



(※) 添付書類（国民年金任意加入被保険者であることがわかる書類）の例

- ・ 「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」の写し
- ・ 「国民年金被保険者資格取得申出書」の受付後の写し（60歳以上の任意加入申出が受付されたことがわかるもの）等

### (3) 留意事項

- 農業者年金には、国民年金任意加入被保険者の資格取得日によらず、加入申出をした日から加入することとなります。
- 農業者年金加入手続き後には、付加保険料納付該当届の提出が必要になるとともに、加入申出日の属する月分から付加保険料を納付していただくこととなります。

# 令和4年度の学生納付特例申請書(ターンアラウンド様式)の送付について

## (国民年金部)

令和3年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和4年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」(ターンアラウンド様式)を**令和4年3月31日(木)**にお送りします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和4年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

なお、発送にあわせて日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) にお知らせを掲載する予定です。

令和4年度学生納付特例申請書及び送付用封筒レイアウトは、本誌14頁から18頁を参照してください。



### 全体レイアウト (詳細は次ページ以降)

表面

**(1)** 宛封子の記入例に沿って申請者記入欄に必要事項をご記入の上、切り取り、切り離し、提出願います。

**(2)** 職員確認欄 ※ご記入の必要はありません。

裏面

**(3)** 郵便はがき

**(4)** 保険料をまとめて前納する場合は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	16,590円	令和4年 8月31日	10月分	16,590円	令和4年11月30日
5月分	16,590円	令和4年 9月30日	11月分	16,590円	令和5年 1月4日
6月分	16,590円	令和4年 8月 1日	12月分	16,590円	令和5年 1月31日
7月分	16,590円	令和4年 8月31日	1月分	16,590円	令和5年 2月28日
8月分	16,590円	令和4年 9月30日	2月分	16,590円	令和5年 3月31日
9月分	16,590円	令和4年10月31日	3月分	16,590円	令和5年 5月 1日

納付期限 2年前納で納める場合 1年前納で納める場合 6ヵ月前納で納める場合  
 令和4年4月～令和5年3月分 令和4年4月～令和5年3月分 令和4年9月分 令和4年10月～令和5年3月分  
 保険料額 382,780円 18,590円 7,300円 98,730円  
 納付期限 令和5年2月 令和4年5月 令和4年5月2日 令和4年10月21日  
 初月額 14,540円 3,590円 8,10円

金額は、現金で納付した場合の金額です。また、令和5年度の保険料は、16,520円で計算しています。  
 期間は、「納付期限」経過後に納付することはできませんので、ご注意ください。

【納付場所】 日本銀行本店、支店、代理店または専入代理店  
 納付依頼機関  
 【納付方法】 国民年金保険料納付書を添えて、上記の納付場所で納付してください。

厚生労働大臣 印

※ 掲載している申請書は参考です。記載内容等が変更する場合があります。ご了承ください。



XXXXXXXXXXXX  
**国民年金保険料学生納付特例申請書**



(この申請書は機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないでください。)

届書コード  事務所コード  基礎年金番号  区分

申請年月日

在学予定年月(至)

変更後在学予定年月(至)

承認額開始額

承認額終額

西暦年齢

職員確認欄  
 ※ご記入の必要はありません。

※基礎年金番号、氏名を  
 確認してください。

申請者記入欄

学校の名称	〒 市区町村
学校の所在地	〒 市区町村
在学予定年月	平成・令和 年 月 入学
在学予定年月	令和 年 月 卒業予定
学生納付特例申請期間	令和 年 月 まで
前年所得	1. なし 2. あり (128万円以下) 3. あり (128万円超) ⇒ 18歳以上19歳未満の扶養親族【あり(人)、なし】
住所	〒 市区町村
被保険者氏名	〒 市区町村 (電話)
受付年月日	

※所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

裏面 (3)

郵便はがき

料 金 受 取 人 払 郵 便

〇〇局承認

△△

差出有効期間

〇〇〇〇年〇〇月  
〇〇日まで  
(切手不要)

差出人

氏名 住 所

〒

1 1 1 - 1 1 1 1

1 1 1

〇〇市△△2-3-5

日本年金機構〇〇事務センター 行





## 裏面（４）

令和４年度の国民年金保険料額及び納付期限は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	16,590円	令和4年5月31日	10月分	16,590円	令和4年11月30日
5月分	16,590円	令和4年6月30日	11月分	16,590円	令和5年1月4日
6月分	16,590円	令和4年8月1日	12月分	16,590円	令和5年1月31日
7月分	16,590円	令和4年8月31日	1月分	16,590円	令和5年2月28日
8月分	16,590円	令和4年9月30日	2月分	16,590円	令和5年3月31日
9月分	16,590円	令和4年10月31日	3月分	16,590円	令和5年5月1日

定期保険料  
月額16,590円  
付加保険料を  
あわせて納める  
場合の保険料  
月額16,990円

保険料をまとめて前納する場合は以下のとおりです。

納付月分	2年前納で納める場合 令和4年4月～令和6年3月分	1年前納で納める場合 令和4年4月～令和5年3月分	6カ月前納で納める場合 令和4年4月～令和4年9月分	令和4年10月～令和5年3月分
保険料額	382,780円	195,550円	98,730円	98,730円
納付期限	令和4年5月2日	令和4年5月2日	令和4年5月2日	令和4年10月31日
割引額	14,540円	3,530円	810円	810円

金額は、現金で納付した場合の金額です。また、令和5年度の保険料は、16,520円で計算しています。  
前納は、「納付期限」経過後に納付することはできませんので、ご注意ください。

【納付場所】

日本銀行 本店、支店、代理店または蔵入代理店  
納付委託機関

【納付方法】

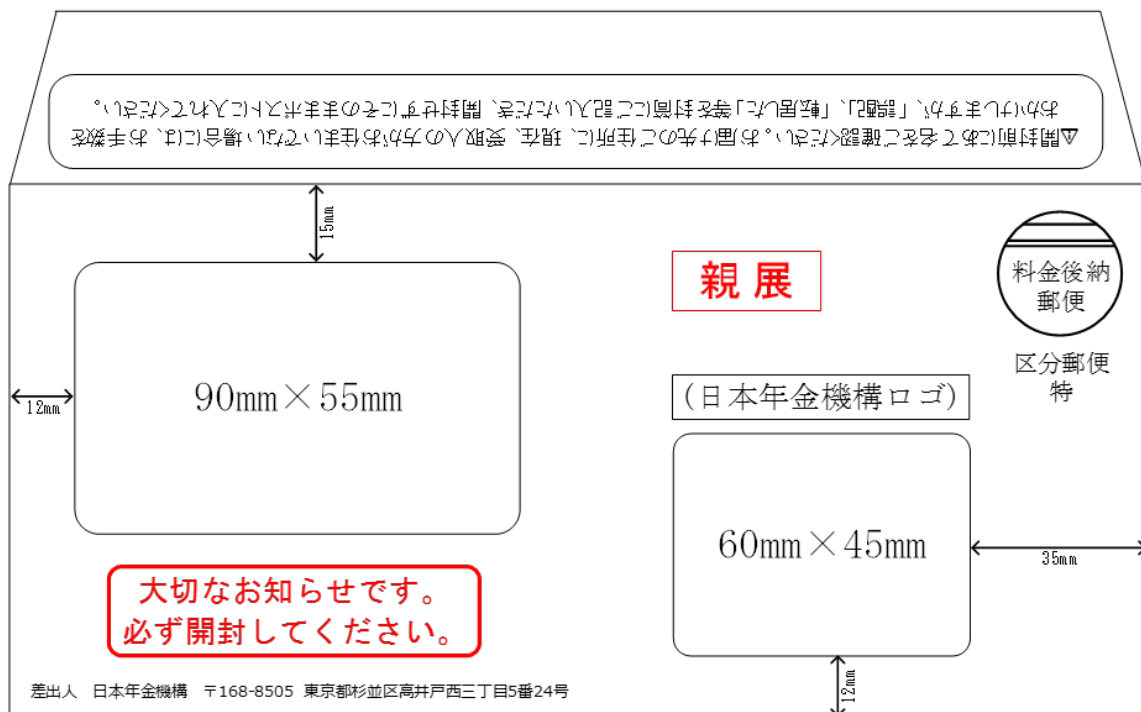
国民年金保険料納付書を添えて、上記の納付場所  
で納付してください。

印

厚生労働大臣

2204 1016 046


## 送付用封筒（表面）



## 送付用封筒（裏面）

△開封前にあて名をご確認ください。お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいでない場合には、お手数をおかけしますが、「誤配」、「転居した」等を封筒にご記入いただき、開封せずにそのままポストに入れてください。

一般的な国民年金の加入・保険料に関するお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ

 **0570-003-004**

※間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

○ 050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525にお電話ください。  
お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○ 「（東京）03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

【お問い合わせ時間】

月～金曜日…… 午前8時30分～午後7時00分  
第2土曜日…… 午前9時30分～午後4時00分  
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※お電話がつながりにくい場合は、国民年金保険料学生納付特例申請のご案内に記載の年金事務所へお電話いただきますようお願いいたします。

### 国民年金保険料の金額

令和4年度の国民年金保険料額は、「**月額16,590円**」です。

令和4年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和4年度の保険料改定率「0.976」を乗じることにより、16,590円となりました。

### 便利でお得な納付方法をご利用ください

#### ■ 口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※ 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

#### ■ クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

### 国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示（令和4年厚生労働省告示第37号）により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納で14,540円、1年前納で3,530円、6カ月前納で810円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納で15,790円、1年前納で4,170円、6カ月前納で1,130円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には、次の方法があります。

- (1) 2年（4月～翌々年3月分）分の前納
- (2) 1年（4月～翌年3月分）分の前納
- (3) 6カ月（4月～9月分、10月～翌年3月分）分の前納
- (4) 毎月（早割、口座振替のみ）
- (5) 毎月（割引なし）

※ **口座振替・クレジットカード納付による令和4年4月からの前納（2年分、1年分、6カ月分、早割）の新規申込みは、令和4年2月末日で受付を終了しました。**

## まだ間に合う2年前納は？

口座振替・クレジットカード納付による令和4年4月からの2年前納の新規申込みは、令和4年2月末日で受付を終了しましたが、現金（納付書）での納付は可能です。

納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください（令和4年4月から令和6年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和4年5月2日（月）です。余裕をもったご案内をお願いします）。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、任意の月から翌年度3月まで納付書で納めていただくことができます。併せてご案内ください。

- ※ 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。
- ※ 金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には、営業日等にご留意ください。

## 国民年金保険料 納付額比較（令和4年4月時点）

	1カ月分 保険料額	割引額	6カ月分 保険料額	割引額	1年分 保険料額	割引額	2年分 保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付) (翌月末振替の口座振替)	16,590円	-	99,540円	-	199,080円	-	397,320円	-
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,540円	50円	99,240円	300円	198,480円	600円	-	-
6カ月前納 (現金納付)	-	-	98,730円	810円	197,460円	1,620円	-	-
6カ月前納 (口座振替)	-	-	98,410円	1,130円	196,820円	2,260円	-	-
1年前納 (現金納付)	-	-	-	-	195,550円	3,530円	-	-
1年前納 (口座振替)	-	-	-	-	194,910円	4,170円	-	-
2年前納 (現金納付)	-	-	-	-	-	-	382,780円	14,540円
2年前納 (口座振替)	-	-	-	-	-	-	381,530円	15,790円

※ 令和5年度の国民年金保険料額は、「月額16,520円」です。

※ 一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※ また、クレジットカード納付では、【早割】（当月末振替の口座振替）は適用されません。クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額となります。

### 「現金」で2年分の国民年金保険料を毎月納付

令和4年度分の  
国民年金保険料  
(16,590円 × 12カ月)



令和5年度分の  
国民年金保険料  
(16,520円 × 12カ月)



397,320円

### 「口座振替」、「現金・クレジットカード」で2年分の国民年金保険料を前納



口座振替で2年分の国民年金保険料を前納すると、  
納付額は、**381,530円（15,790円割引）**です！



現金・クレジットカードで2年分の国民年金保険料を前納すると、  
納付額は、**382,780円（14,540円割引）**です！

# 外国人向け年金制度の案内パンフレットについて

(国民年金部)

日本に入学された外国人の方に向け、簡易な年金制度の説明用パンフレットを作成し、日本年金機構ホームページに掲載しました。

外国人の方への年金制度説明時等にぜひご活用ください。

## <日本に住む外国人向け>

### ・公的年金制度のご案内 (日本語版、英語版)

**日本に住む外国人のみならず**

こうでせうなんじんせいで あんない  
**公的年金制度のご案内**

公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といった予測できないリスクがおきたときに、給付を受けることができる制度です。  
日本に住む20歳以上60歳未満(厚生年金保険については70歳未満)の全ての方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度(厚生年金保険または国民年金のどちらか)に加入する義務があります。

※あなたが働く事業所が、厚生年金保険の適用事業所の場合、あなたは厚生年金に加入することになります。日本に住む20歳以上60歳未満の日本人が継続して日本に滞在し、日本の公的年金制度への加入が義務づけられる場合があります。

**国民年金のポイント**

- 厚生年金に加入していただければ、ご自身のお住まいの市区役所・町村役場にて加入手続きをしなければなりません。

**国民年金は、**

- 歳をとったとき
- 病気で休むことが多かったとき
- 働き手がなくなったとき

もし日本を離れるとき、**返還一時金を取り戻すことができます。**  
返還一時金とは、国民年金の納付額から、国民年金の給付額を差し引いた額を指します。返還一時金を受け取るには、日本年金機構ホームページをご覧ください。

**国民年金保険料は、毎月16,610円をお支払いください。**  
保険料の払込みや滞りなくお支払いの場合、保険料が軽減される場合があります。

**国民年金保険料の支払いが難しいとき、支払いが免除される制度があります。**  
所得が少ない人や失業や失業をした期間などの理由で、国民年金の保険料が免除される場合があります。

**厚生年金保険について**

- 厚生年金保険の適用事業所へ行く場合は、厚生年金保険に加入しなければなりません。
- 加入手続きは事業所が行います。保険料は事業所が半分負担し、あなたも半分負担します。
- 給付から差し引かれ、事業所がまとめて納めます。
- 厚生年金も、老齢年金、障害年金、遺族年金と連動した給付があります。
- 企業について、ご不明な点がございましたら、お住まいの市区役所、町村役場、労働局または日本年金機構にお問い合わせください。
- 年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/interanet/en/index.html>

日本年金機構 2021.10.08

To non-Japanese people living in Japan

**Japan's Public Pension System**

The public pension system, consisting of the National Pension System (NP) and the Employees' Pension Insurance System (EPI), pays you insurance benefits not only for old age but also for unforeseeable events such as disability and death. The benefits are paid on condition that you pay monthly contributions.

All residents of Japan, regardless of nationality, aged between 20 to 59 (up to 70 years old for the EPI) must enroll either in the NP or in the EPI.

\* If your workplace is covered by the EPI, you need to enroll in the EPI.  
\* If you are temporarily (for over 5 years) sent to work in Japan from the country that has a social security agreement with Japan, you may be exempted from compulsory coverage by the Japanese public pension system.

**Key points of National Pension system**

If you are not covered by the EPI, you need to do the procedure for yourself to enroll in the NP at your residential municipal office.

The NP provides benefits when:

- you become old
- you have severe disability due to an illness or injury
- the income earner of a family dies

If you leave Japan to reside in other country, you can receive a lump-sum withdrawal payment.

When you, a non-Japanese, leave Japan to reside in other country, you can receive a lump-sum withdrawal payment if you meet the requirements such as: **Retiree pay (EPI)** for a lump-sum withdrawal payment, as well as to comply some important points such as possibility of future pension benefits. For details, please visit the Japan Pension Service website: <https://www.nenkin.go.jp/interanet/en/np/np.html>

Old-age pension and disability pension will be paid to you while you are working. If you are not covered by the EPI, you need to pay NP contribution. Monthly amount for fiscal year 2021 (from April 2021 to March 2022)

If it is financially difficult to pay NP contributions, you may apply for exemption of contribution.

If you meet certain requirements such as the income or employment, contribution exemption is granted. Students may apply for special payment system to postpone the contribution payment.

**Employees' Pension Insurance system**

- If your workplace is covered by the EPI, you must enroll in the EPI.
- Your employer is responsible for your enrollment procedure. Half of the contribution amount is paid by your employer and half by you. Your employer deducts your contribution from your salary, and pays it together with their share to the government.
- The EPI also provides old-age pension, disability pension, survivor's pension, and lump-sum withdrawal payments.

\* If you have any questions about the public pension system, please contact your residential municipal office, a JPS branch office or call NENKIN 24h call center with free consultation service for general inquiries.  
\* For more information about the public pension system, please visit the Japan Pension Service website: <https://www.nenkin.go.jp/interanet/en/index.html>

日本年金機構 2021.10.08

## <技能実習生及び実習実施者向け>

### ・日本の公的年金に加入手続きはお済みですか? (日本語版、英語版)

**技能実習生・実習実施者の皆様へ**

**日本の公的年金に加入手続きはお済みですか?**  
— 公的年金制度のご案内 —

公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といった予測できないリスクがおきたときにも給付を受けることができる制度です。  
日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度に加入する義務があります。

技能実習生の方々も、公的年金制度(厚生年金保険または国民年金のどちらか)に加入する必要があります。

※厚生年金保険については、70歳未満の全ての方に加入義務があります。

**技能実習期間中に加入する公的年金**

技能実習開始後は、講習期間と実習期間とで加入する年金が異なります。

①講習期間中は、国民年金に加入します。  
※日本に住所を有してから講習が始まるまでの間も国民年金に加入します。  
②実習期間中は、厚生年金保険または国民年金に加入します。  
※技能実習先の事業所が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。適用されていない場合、講習期間から引き続き国民年金に加入します。

**①国民年金に加入します**

手続: 技能実習生ご自身が行います。  
加入期: お住まいの市区役所・町村役場の国民年金窓口、またはお近くの年金事務所へ加入手続きをしてください。  
保険料: 技能実習生ご自身が全額払います。  
退去後: 年金事務所から送られてくる納付書でお支払いください。このほか、口座振替によるお支払いなどがありません。

**②厚生年金保険または国民年金に加入します**

手続: 事業所が行います。  
加入期: 事業所が年金事務所へ加入手続きを行います。  
保険料: 事業所が半分を支払います。技能実習生が半分を支払います。国に支払うときは、事業所が技能実習生分の給料から差し引き、事業所分とまとめて支払います。

○国民年金の場合  
①と同じです。講習期間より国民年金に加入している場合は、再度の加入は不要です。

年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/interanet/en/index.html>

日本年金機構 2021.10.08

**To Technical Interns and their employers (Implementing Organizations)**

**Have you enrolled in Japanese public pension system?**  
— Information on Japanese public pension system for Technical Interns —

The public pension system is a system that, by having people pay monthly contributions, provides benefits not only in old age, but also in the event of unpredictable risks such as disability and death. All residents of Japan aged 20 to 59, regardless of nationality, are required to be covered by the Japanese public pension system.

Technical Interns are also required to enroll in the Japanese public pension system (either the Employees' Pension Insurance or the National Pension).

\*For Employees' Pension Insurance, all persons under the age of 70 are required to be covered.

**Type of public pension systems Technical Interns need to enroll in**

During the Technical Intern Training period, the pension system you need to enroll in differs depending on the training program as follows:

(1) For lecture program period, you need to enroll in the National Pension when you register your address in Japan.  
Note: Even before your training program starts, you need to enroll in the National Pension when you register your address in Japan.  
(2) For practical on-the-job training (OJT) period following the lecture program period, you need to enroll in the Employees' Pension Insurance, or remain covered by the National Pension.  
Note: If the workplace you work for as a Technical Intern is subject to the Employees' Pension Insurance, you need to enroll in the Employees' Pension Insurance. If it is not, you remain covered by the National Pension.

**(1) Enrollment in National Pension**

Enrollment procedure:  
Technical Interns themselves need to do the enrollment procedure at a residential municipal office (National Pension counter) or at the nearest JPS Branch Office.  
Contribution payments:  
Technical Interns themselves need to pay the entire monthly contribution amount, using the payment notice sent by JPS Branch Office after enrollment. You may pay by bank transfer or other options.  
Exemption of contribution:  
If you have difficulty in paying the contribution for reasons such as low income, you may apply for the exemption system at a residential municipal office (National Pension counter) or at the nearest JPS Branch Office.

**(2) Enrollment in Employees' Pension Insurance or National Pension**

**For Employees' Pension Insurance**  
Enrollment procedure:  
The Technical Intern's employer needs to do the enrollment procedure at JPS Branch Office.  
Contribution payments:  
The Technical Intern and the employer share the contribution half and half. The employer deducts the Technical Intern's share of contribution amount from their salary and pays it together with employer's share.  
**For National Pension**  
The enrollment procedure is the same as explained in (1). However, if you have already been covered by the National Pension since the lecture program period, you do not need to do the enrollment procedure again.

For more information about the pension system, please visit the Japan Pension Service website: <https://www.nenkin.go.jp/interanet/en/index.html>

日本年金機構 2021.10.08

<日本年金機構ホームページの格納先>  
トップページ≫パンフレット≫外国語版パンフレット

日本年金機構  
Japan Pension Service

Googleカスタム検索 検索 採用情報

ホーム 年金の制度・手続き 申請・届出様式 年金Q&A 年金のご相談 (電話・窓口) 日本年金機構について

緊急情報 新型コロナウイルス感染症関連情報  
災害関連情報

令和2年分  
公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)を  
令和3年1月9日から16日にかけて  
順次発送します。

あなたの年金 簡単便利な  
ねんきんネット  
ログイン 新規利用登録

相談チャット総合窓口  
一般的なお問い合わせに対応形式により自動で対応します  
こちらをクリックして頂き、お気軽にご質問ください

事業主の方 社会保険事務担当の方 国民年金に加入の方 (自営業・学生など) 厚生年金保険に加入の方 (会社員・公務員など) 年金を受給している方 年金を請求する方 障害のある方

トピックス トピックス一覧

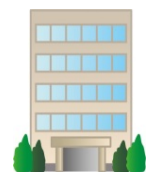
パンフレット

マイナンバーへの対応

基礎年金番号 年金手帳について

年金について 学ぼう!

機構ホームページからパンフレットをご覧いただく場合はこちらの「パンフレット」バナーをクリックしてください!





## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの保険料は、月額16,590円です。

保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方<sup>\*</sup>の財産が差し押さえられる場合がありますので、納付期限までに納付をお願いします。

<sup>\*</sup> 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをお願いします。

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

## 会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

## 地域の独自情報

## 編集後記

市区町村職員の皆様、大変お待たせして本当に申し訳ありませんでした。3月号のかけはし、いかがでしたか？令和4年4月1日からの制度改正や、新年度の保険料額など、新年度に向けた1冊となっております。もしかしたら、この3月で国民年金事務から離れる方もいらっしゃるかもしれません。最後の最後まで、この「かけはし」が少しでも皆様のお役にたてれば何よりです。

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。